

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 6 4 号

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年安城市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項の表 1 2 の 3 の項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある」に、「この号」を「この項」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。